周防大島町営渡船における「障害者割引」制度

~「運賃の適用方法」からの抜粋 ~

令和元年10月1日~

	障害者手帳の種別	手帳内容		乗船方法		旅客運賃		回数券	定期券
区分						5割引		5割引	3割引(通勤扱い)
						片道旅行が 101k未満	片道旅行が 101k以上	制限なし	制限なし
第1種	身体障害者手帳	第1種		障害者が1人で乗船		0	0	×	×
	療育手帳	判定A	$ \ \rangle$	障害者が 介護者同伴で乗船	障害者本人	0	0	0	0
	精神障害者 保健福祉手帳	1 級			介護者1名	0	0	0	0
第2種	身体障害者手帳	第2種	_/	障害者が1人で乗船		×	0	×	×
	療育手帳	判定B	$\left \right $	障害者が 介護者同伴で乗船	障害者本人	×	0	×	×
	精神障害者 保健福祉手帳	2級, 3級			介護者1名	×	×	×	(障害者が小児定期に限る)

- ※回数券・定期券への割引は、障害者本人が常に介護者を同伴して乗船する場合に限ります。
- ※身体障害者が盲ろう者の場合、上記「介護者1 名」は「通訳・介助員2名まで」と読み替えてください。
- ※小児運賃への障害者割引の適用はありません。
- ※詳しくは、渡船待合所、船舶に掲げている「運賃の適用方法」に記載しております。